「特定行為に関する医師の指示受け状況」

牛山 信(頚南病院)

頚南地域(新井消防署管轄:新井市,中頚城郡中郷村, 同板倉町:対象人口約4万3千人)における救急特定行 為に関して.

厚生省の定める救急救命士法にて平成4年2月に食道 閉鎖式エアウェイ及びラリンゲアルマスクの使用が指定 されたが、当頚南地域においては平成6年10月より救急 特定行為が開始された。その時から平成11年9月まで5 年間における当地域における特定行為は40例で内訳はラ リンゲアルマスク36例、コンビネーション2例、除細動 2例であった。まだ十分に完備された救命士法ではない が、特に現場において臨床的には、ある程度救命士が医 師の指示を待たず自己判断で特定行為を行うことが許さ れるべきではないかと思われた。

「新潟市民病院救命救急センターにおける心肺停止症例の現状 |

一特定行為実施症例を中心に一

田中 敏春 (新潟市民病院) 救命救急センター)

97年1月から99年3月までの2年3ヶ月間に、当院救 命救急センターに搬送された心肺停止症例について検討 した. 心肺停止患者は総勢 329 例で、うち心拍再開し入 院したのが52例(15.8%)で、社会復帰は9例(2.7%) であった. 内因性疾患に限れば総勢 211 例の中で社会復 帰は5例(2.4%)で,うち救命士による除細動施行例 が4例あった. 特定行為実施と患者転帰の関係では, 内 因性疾患 195 例の中で、何らかの特定行為が実施された 115例の中から社会復帰が5例も出たのに対して、特定 行為が実施されなかった群から社会復帰例は出なかった. 中でも、救命士対応で現着時 Vf が確認された38例で、 除細動を施行した29例の中から社会復帰が4例も出たの に対して、施行されなかった群からは社会復帰例は出な かった. 心肺停止患者の社会復帰に. 救急救命士の特定 行為,特に電気的除細動が大きく関与していることが推 察された.

4) バイスタンダーの養成

「上越消防におけるバイスタンダーの現況」

金井 啓一(上越南消防署)

上越消防では昨年, 救急隊が現場到着時 CPA の傷病者は140人で, そのうちバイスタンダーにより応急手当が実施されていたのはわずか35人でした. 傷病者の社会復帰率を向上させるために必要な「Chain of survival」の一つである「迅速な一次救命処置」がなかなか実施されていないのが現状です. 上越消防では, 一般市民を対象に救命講習を実施しており, 応急手当の重要性を理解し受講される方もいますが, 人数的にはまだまだという感じです. 傷病者が発生した場合, 応急手当をするのが常識となるよう一般市民への意識付けが重要と思います. それには, 小学高学年から中学・高校を通して一貫した教育が必要であると提言していきたい. また, バイスタンダー関与率の上昇, CPA 傷病者の社会復帰率向上のためには, 今まで以上に積極的な救命講習の実施・取り組みが必要と考えます.

Ⅲ. 特別講演

「bystander の養成と成果」

渡部 顕(秋田市消防本部)

路上で CPA に陥った患者に対し、たまたま通りかかった人が CPR を実施し、社会復帰できたとすれば、この患者は運が良かったとしか言いようがない。人間の生死が運で左右されるとしたら、これほど恐ろしいことはないのではないか。

一人でも多くの bystander を養成すべく,消防機関も奮闘中であるが,過渡期である現在,この現実は避けて通れない.一日も早く CPR の普及が全人的となり,この雲をもつかむような壮大な目標を見失わないよう,尽力していく必要があるのでは?.

今回は,この目標達成のための,秋田市での取り組みを紹介する.